

海外調査研究結果の概要

調査研究対象国・対象機関

○ヨーロッパ（6か国）

- ・イギリス（運輸省、ロンドン市交通局、ロンドン警視庁）
- ・フランス（交通・移動インフラ総局、交通安全代表団、パリ市庁、パリ市警察）
- ・ドイツ（デジタル・交通省、ベルリン州警察）
- ・イタリア（交通省、国家警察）
- ・オランダ（インフラ水管理省、国家警察）
- ・デンマーク（道路管理局、コペンハーゲン警察）

○アメリカ（3州）

- ・カリフォルニア州（運輸局、交通安全局、ハイウェイパトロール）
- ・ニューヨーク州（市警察）
- ・ミシガン州（州警察）

※各国における道路交通関係法令所管官庁及び警察当局のうち、ヒアリング可能であった機関に対して実施

調査研究内容

- 自転車に関する交通ルール
- 自転車の通行空間の整備状況（現地視察を含む）
- 交通ルールの周知方法及び交通安全教育の実施方法
- 自転車の交通違反に対する違反処理等の在り方 等

通行環境・交通ルール関係

【共通事項】

- 原則歩道通行禁止としているが、こどもを除外（※）としている国・地域が多い。
→（※）8歳未満（フランス）、10歳未満（イギリス）、10歳以下（ドイツ）、12歳未満（ニューヨーク州）
- 自転車道等があれば自転車道等を、ない場合は車道の右側通行を義務付けている。（イギリス・ミシガン州以外）

【固有事項】

- 10代のこどもに自転車利用時のヘルメットの着用義務を課している。
→ 12歳未満（フランス）、14歳未満（ニューヨーク州）、18歳未満（カリフォルニア州）

安全教育関係

【共通事項】

- 学校、関係団体、警察等が連携し、自転車の交通ルール等に係る広報啓発、イベント等を実施している。（各国）
- 学校において、交通安全や交通ルールに関するプログラムが組まれている。（各国）
- 小学校の卒業時等に自転車の交通ルールに関する筆記試験や自転車走行に関する実技試験を実施している。また、保護者を巻き込むことで、保護者に対するルール周知の機会にもなっている。（イタリアを除くヨーロッパ全ての国）
- 運転免許証の取得時等に自転車の交通ルール等に係る講習の受講を義務付けている。（デンマーク・アメリカ全州）

【固有事項】

- 義務教育のカリキュラムに交通安全教育が盛り込まれている。（オランダ、カリフォルニア州、ニューヨーク州）
- 警察官が小学校に赴き、児童と一緒に各自の自転車の整備状況をリストに基づいて確認している。（デンマーク）
- 交通安全協会は0～12歳に対して、自転車連盟は高齢者に対してなど、関連団体ごとにターゲットとする年齢を変えて交通安全活動を行っている。（オランダ）

違反処理等の在り方関係

【共通事項】

- 交通違反の処理方法、手続の流れ等は自動車と同じ。(各国)
- 軽微な交通違反は刑事手続とは異なる手続による金銭的な制裁の対象となり、違反者は違反を認めて罰金(日本における「反則金」に類似。以下同じ。)を支払うか、違反を認めず裁判で争うかを選択可能。罰金を支払えばその時点で手続は終了となる。
 - 日本における「交通反則通告制度」に類似している。(各国)
- 期限までに対応しなかった場合は、最終的に、裁判所の判決により、罰金の増額や財産の差押え等がなされる可能性がある(自転車の交通違反がそこまで至るケースはない模様)。(各国)

【固有事項】

- 取締りの対象年齢は国によって異なる。
 - 年齢制限なし(フランス)、10歳以上(イギリス)、12歳以上(オランダ)、14歳以上(ドイツ)、15歳以上(デンマーク)、18歳以上(イタリア)
 - ※ 刑事責任を問うことのできる年齢に合わせているケースが多い。アメリカ3州は未確認。
- 法令上、自動車の運転免許の交通違反点数制度が適用され、運転免許証保有者は点数が加算される可能性がある。(ドイツ・オランダ)
- 自動車と同様、違反者に対する「自転車交通学校プログラム」があり、同プログラムを受講すると罰金の減額又は免除がなされることがある。(カリフォルニア州)